特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	いちき串木野市 国民健康保険の資格管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いちき串木野市は、国民健康保険の資格管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	国民健康保険の資格管理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

いちき串木野市長

公表日

令和5年5月19日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格管理に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法律等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険(資格)システム・被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム・中間サーバー・ソフトウェア 次期国保総合システム・国保情報集約システム

2. 特定個人情報ファイル名
国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一　第30項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法　第9条第1項(利用範囲) 　別表第1　項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の1，2，3、4，5，17，22、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、87、88、93、109の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項
5．評価実施機関における担当部署	
①部署	健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6．他の評価実施機関	
―	
7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	いちき串木野市　健康増進課　〒896-8601　いちき串木野市昭和通133－1
8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	いちき串木野市　健康増進課　〒896-8601　いちき串木野市昭和通133－1

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　　[　]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　　[　]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続　　[　]接続しない（入手）　[　]接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　] 内部監査　　[○] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅰ－3	番号法第9条第1項、別表第一　第30項並びに国民健康保険法第9条等	番号法第9条第1項、別表第一　第30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第24条	事後	
平成28年4月1日	Ⅰ－4－②	番号法第19条7号、別表第二の27,42,44の項並びに国民健康保険法第2条等	番号法第19条7号、別表第二の1，2，3、4，5，17，22、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、87、88、93、109の項	事後	
平成28年4月1日	Ⅱ－1	H26.12.1	H28.4.1	事後	
平成28年4月1日	Ⅱ－2	H26.12.1	H28.4.1	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ－5－②	健康増進課長　所崎重夫	健康増進課長　若松友子	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ－1	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ－2	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年7月24日	Ⅰ－1－③	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 次期国保総合システム 国保情報集約システム	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ－1	H29.4.1	H30.4.1	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ－2	H29.4.1	H30.4.1	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ－5－②	健康増進課長　若松友子	健康増進課長	事後	様式変更によるもの
平成31年4月1日	Ⅱ－1	H30.4.1	H31.4.1	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ－2	H30.4.1	H31.4.1	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ		項目追加	事後	様式変更によるもの
令和2年1月1日	Ⅱ－1	H31.4.1	R2.1.1	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和2年1月1日	Ⅱ－2	H31.4.1	R2.1.1	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和2年10月12日	Ⅰ－1－②	国民健康保険法律等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認	項目追加 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け	事前	
令和2年10月12日	Ⅰ－3	番号法第9条第1項、別表第一　第30項	番号法第9条第1項、別表第一　第30項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法　第9条第1項(利用範囲) 　別表第1　項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事前	
令和2年10月12日	Ⅰ－4－②	番号法第19条7号、別表第二の1，2，3、4，5，17，22、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、87、88、93、109の項	番号法第19条7号、別表第二の1，2，3、4，5，17，22、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、87、88、93、109の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項　(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備 　として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事前	
令和3年4月1日	Ⅱ－1	R2.1.1	R3.4.1	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和3年4月1日	Ⅱ－2	R2.1.1	R3.4.1	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和4年4月1日	Ⅱ－1	R3.4.1	R4.4.1	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和4年4月1日	Ⅱ－2	R3.4.1	R4.4.1	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和5年4月1日	Ⅱ－1	R4.4.1	R5.4.1	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和5年4月1日	Ⅱ－2	R4.4.1	R5.4.1	事後	特定個人情報保護評価の再実施